

鳥取市介護予防・日常生活支援総合事業の手引き

令和5年4月

改訂履歴

改訂時期	主な改訂事項
平成28年10月	初回作成
平成28年11月	訪問型サービス（20分未満）の算定要件を追記
令和5年2月	全面改訂 ・旧介護予防サービスから総合事業へ移行する際の経過措置等を説明した箇所を削除 ・一般介護予防事業の説明を追加 ・短期集中予防サービスの説明を追加
令和5年4月	介護予防ケアマネジメントBの記載を追加

目 次

1. 介護予防・日常生活支援総合事業とは	1
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の目的	1
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の位置付け	2
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の構成	3
2. 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者について	4
(1) 利用対象者	4
(2) 事業対象者について	4
(3) 基本チェックリストについて	6
(4) 事業対象者が転入・転出する場合の取扱い	7
3. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施内容について	8
(1) 介護予防・日常生活支援サービス事業	8
(2) 一般介護予防事業	9
(3) 参考・その他	11
4. 介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れについて	13
(1) サービス利用の流れ	13
5. 従前相当サービス・基準緩和サービスの給付について	16
(1) 事業者指定について	16
(2) 報酬・利用者負担について	16
(3) 住所地特例者の取扱いについて	18
6. 資料	20
資料1 基本チェックリストの考え方	20
資料2 介護予防・日常生活支援サービス事業に係る日割り請求について	25

1. 介護予防・日常生活支援総合事業とは

介護保険制度には、要介護1～5の認定を受けた方が介護保険サービスを利用する介護給付、要支援1～2の認定を受けた方が介護保険サービスを利用するための介護予防給付に加え、地域の高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域支援事業を実施するよう定められています。

平成27年4月には、従前の介護予防訪問介護と介護予防通所介護が廃止され、地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」の中で実施する訪問型サービス・通所型サービスに移行することとなり、これを受けて鳥取市でも平成29年4月に移行しています。

この章では、介護予防・日常生活支援総合事業の概要を説明します。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の目的

ア) 趣旨

介護予防・日常生活支援総合事業は、「市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進するもの」です。

これは、地域の地理的条件や人口構成、地域高齢者の抱える疾病や介護認定を受ける原因疾患の傾向、医療機関や介護保険事業所の有無等の様々な条件が異なる中で、全国一律にサービスを提供するのではなく、地域の有する様々な条件に応じたサービスを提供することによって、より効果的に介護保険の目的を達成するために始まりました。

そのため、介護予防・日常生活支援総合事業において国の役割はガイドライン（指針）を定めて保険者である市町村を支援することに留まり、市町村は介護予防・日常生活支援総合事業の実施主体として、ガイドラインを参考にしながら実施形態、基準、報酬等を含めて自由にサービスを設計することができます。

イ) 目的・基本的な考え方

・介護予防・重症化予防の推進

高齢者人口が増加の一途をたどる中で、介護予防の推進は喫緊の課題です。

介護予防や重症化予防は、通所型サービスや訪問型サービスなどの介護保険の公的サービスだけで実現することはほとんどなく、生活環境の調整や食事・運動などの生活習慣の改善、居場所や日常生活での役割を持つことが必要です。そのためには早期に、必要な専門職を適宜活用し、対象高齢者の病状管理の目標や生活機能の現状と伸びしろを評価した上で、必要なサービスを必要な期間だけ導入し、また必要なサービスを創出していくことが求められています。

・多様な生活支援サービスの充実及び利用促進

高齢者の生活を支えるためには、公的サービスでは質・量ともに足りません。ボランティアやNPOなどによるサービスはもちろん、民間事業者による多様なサービスを活用していく必要があります。

インフォーマルな社会資源は多数ありますが、買い物であれば移動販売やネット注文、宅配サービスの利用、調理であれば冷凍食品やカット食材、レトルト食品、宅配弁当、外食の活用などがあり、これらの選択肢を増やし、対象の高齢者が利用できるような環境を整えていくことが求められます。

- ・ 高齢者の社会参加の推進

高齢者の他者交流・社会参加に対するニーズは非常に高く、高齢者やその家族が通所サービスの利用を希望する主要な原因の一つとなっています。

高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防につながることはもちろん、地域で活動することを通じて地域コミュニティの中での関係が構築され、日常生活や災害時の助け合いに発展していく可能性があります。

地域との関わりがない、あるいは途切れてしまった高齢者が再び地域活動に復帰することは非常に困難であり、より健康な時期から地域社会との関わりを深めていくことが重要です。社会参加には、高齢者サロンの運営・参加に限らず自治会活動や公民館行事、ボランティア活動、趣味活動の集まりなど幅広く、単に参加するだけでなく開催側として活動することは、高齢者自身の役割や生きがいに繋がっていきます。

- ・ 地域づくりの推進

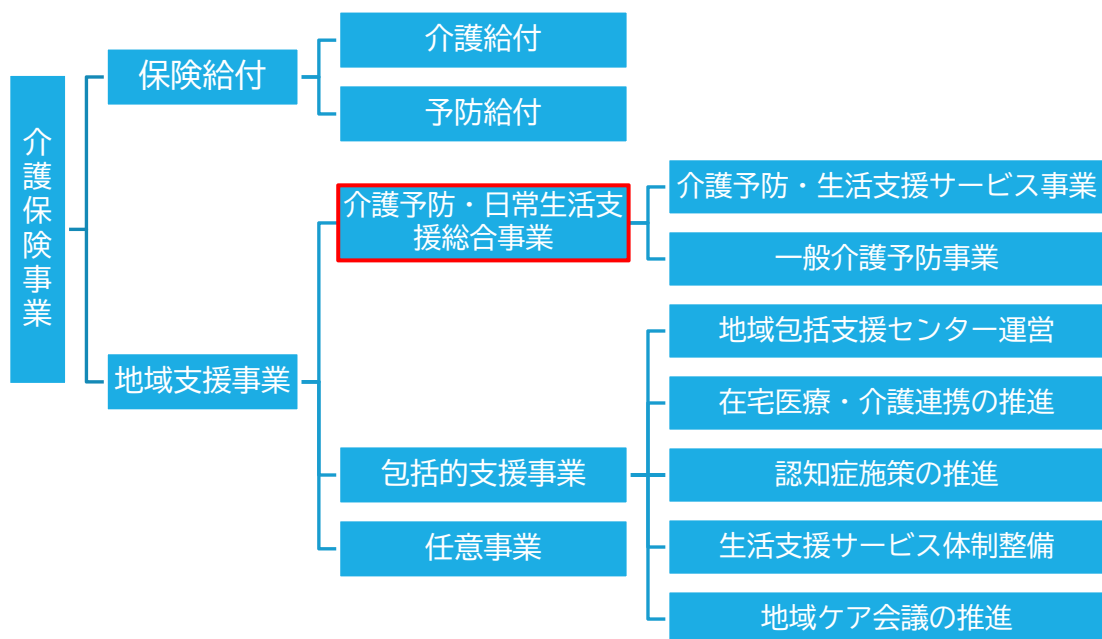
地域での介護予防の取組を推進し、また地域での生活を支えていくためには数多くの課題があり、その課題はすぐに解決するようなものではありません。一方で地域にはすでに数多くの資源があり、独自の活動が行われています。今困っていることを解決するだけでなく、今できていることを称賛し、継続し、情報発信し、発展させていくという視点も地域づくりには重要です。

地域づくりの第一歩は、地域に出かけて今ある資源を把握し、地域で活動する住民や地域を担当する様々な機関の担当者との繋がりを持つことにあります。一緒に活動する中でそれぞれの役割で分担して行えることと、解決していかなければならない問題が明らかになり、課題解決に向かって動き始めることができます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の位置付け

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険事業のうち地域支援事業の中に位置付けられ、市町村の責任の下に、市町村が中心となって実施します。

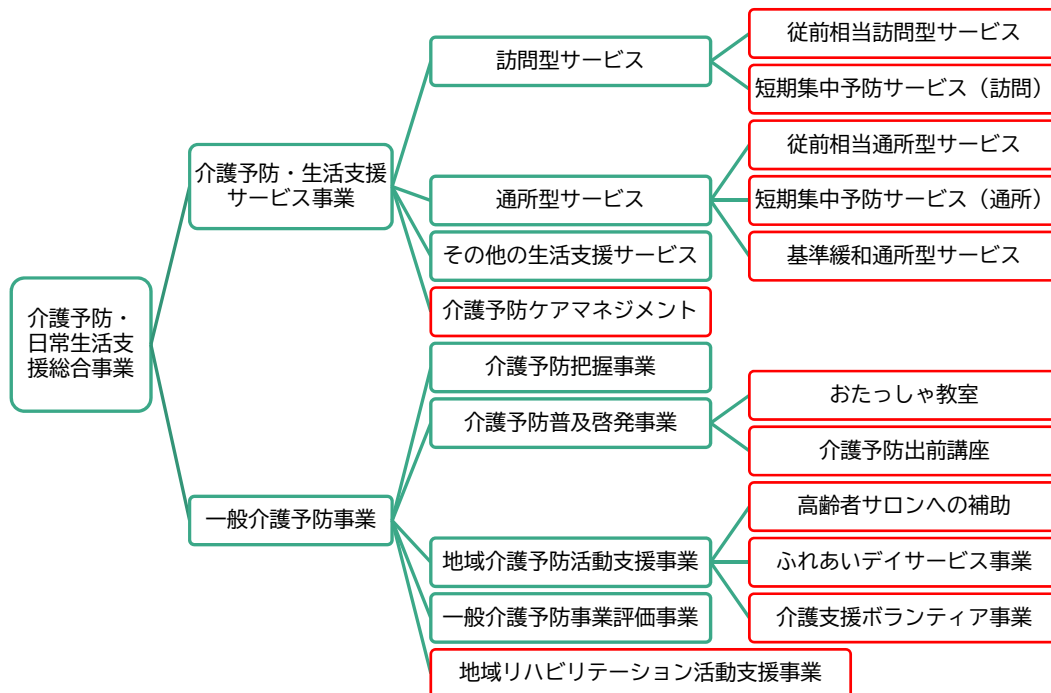
同じく地域支援事業の包括的支援事業には、地域包括支援センターの運営のほか、認知症施策の推進や医療介護連携、生活支援サービスの体制整備などを市町村が行うことが定められています。



(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

介護予防・日常生活支援総合事業は要支援認定を受けている又は事業対象者が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と、すべての高齢者が対象の一般介護予防事業から構成されています。

※鳥取市が実施し、本手引きで触れる事業を赤枠で囲んでいます。



2. 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者について

この章では、介護予防・日常生活支援総合事業を誰が利用することができるかに触れ、認定によらず介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用することができる「事業対象者」という資格について説明します。

(1) 利用対象者

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、訪問型サービスや通所型サービスといった“介護予防・生活支援サービス事業”については、「要支援認定を受けている人」と「事業対象者」が利用することができます。

また一般介護予防事業は、鳥取市内に住民票がある全ての高齢者が対象となります。

(2) 事業対象者について

事業対象者は、地域包括支援センターの実施した基本チェックリストにより事業対象者と判断された方を指します。

手続き

地域包括支援センター職員が対象者本人と面接の上、基本チェックリスト（P6参照）全25問の質問に回答してもらい、基準に該当した場合に事業対象者とすることができます。

回答済みの基本チェックリストを保険者（鳥取市長寿社会課介護保険係の給付担当）へ提出すると、対象者宅へ事業対象者の資格が記載された介護保険被保険者証と負担割合証が送付され、有効期間の開始日（＝基本チェックリストの実施日）から介護予防・生活支援サービス事業が利用できるようになります。

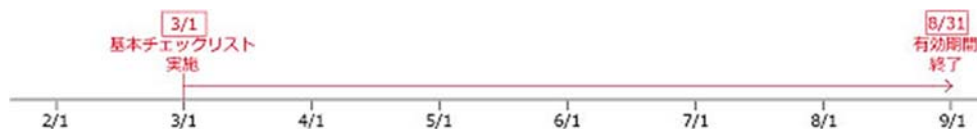
また、基本チェックリストを保険者に提出する場合は、「居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を一緒に提出してください。

有効期間

事業対象者の有効期間は、基本チェックリストの実施日から6か月間です。

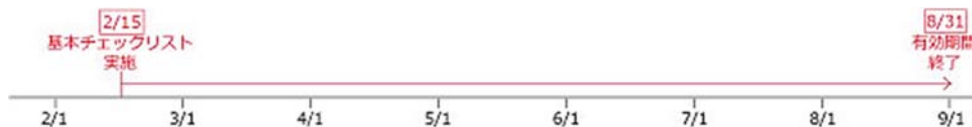
実施日が月の初日でない場合は、実施日から月末までと実施日翌月の1日から6か月間とを合算した期間となります。

例1) 3/1に基本チェックリストを実施した場合、6か月間で8/31まで有効です。



例2) 2/15に基本チェックリストを実施した場合、実施日から月末までの2/15～2/28と、実施日翌月の1日から6か月間の3/1～8/31を合わせた、2/15

～8/31が有効期間となります。



区分支給限度額

事業対象者の区分支給限度基準額は、要支援1と同じ内容・同じ単位数となります。

介護保険被保険者証の記載

事業対象者に認定された際には、要介護状態区分等に「事業対象者」と記載された介護保険被保険者証が発行されます。

(一)	(二)	(三)
介護保険被保険者証 2017 幸町71番地 鳥取市 見本	要介護状態区分等 事業対象者 認定年月日(注) 令和3年4月15日 認定の有効期間 令和3年4月15日～令和3年10月31日 区分支給限度基準額 居宅サービス等 令和3年4月1日～令和3年10月31日 1月当たり 5,032 単位 (うち種類支給限度基準額) サービスの種類 種類支給限度基準額 単位 単位 単位 単位 単位 単位 単位 単位 単位 単位 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	給付制限 内 容 期 間 開始年月日 終了年月日 開始年月日 終了年月日 開始年月日 終了年月日 〇〇地域包括支援センター 届出年月日 令和3年4月18日 届出年月日 届出年月日 届出年月日 介護保険施設等 種類 入所等年月日 名称 退所等年月日 種類 入所等年月日 名称 退所等年月日
	(注)：事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日	

更新手続き

事業対象者が、引き続き介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用する必要がある場合は、再度地域包括支援センターが基本チェックリストを実施することで、有効期間を更新することができます。

有効期間の最終日の30日前から最終日までの間に基本チェックリストを実施し、実施した基本チェックリストを市に提出すると、新しい介護保険被保険者証が発行されます。

新しい有効期間は、更新前の有効期間終了日の翌月1日から6か月間です。

※有効期間が終了した後に基本チェックリストを実施した場合は、通常どおり、実施日を有効期間の初日として、事業対象者の認定をすることになります。

要介護（要支援）認定との関係

- ・ 事業対象者が、要介護認定又は要支援認定を受けた場合は、新しい要介護認定又は要支援認定の方が優先され、事業対象者の有効期間は要介護認定又は要支援認定の認定期間の最初の日の前日で終了します。
- ・ 事業対象者が、要介護（要支援）認定をしたものの、認定結果が「非該当」となって認定されなかった場合、そのまま事業対象者の認定が継続します。事業対象者の認定期間に変更はありません。ただし、事業対象者資格の復活について保険者に必ず連絡をしてください。
- ・ 要介護認定又は要支援認定の有効期間内に基本チェックリストを実施した場合、有効期間は基本チェックリストの実施日からではなく、要介護認定又は要支援認定の有効期間の最終日の翌月 1 日から 6 か月間が、事業対象者の有効期間となります。
- ・ 要介護（要支援）認定申請と、基本チェックリストを同日に実施することはできません。また、要介護（要支援）認定申請中に、基本チェックリストを実施することもできません。
- ・ 要介護（要支援）認定申請した後に、確実にサービス利用できるように基本チェックリストを実施して事業対象者の資格を得ることはできません。

注意事項

- ・ 40 歳から 64 歳までの年齢の方（2号被保険者）は、基本チェックリストの対象外です。

（3）基本チェックリストについて

基本チェックリストは全 25 項目の質問で構成され、チェックした項目から、「生活機能全般」「運動機能」「栄養状態」「口腔機能」「閉じこもり」「認知症」「うつ」のそれぞれにおけるリスクを判定します。

質問項目に対し、高齢者自身が答えることで、自身では気づきにくい心身の衰えやリスクなどを把握し、在宅での生活を維持するための生活支援サービスや介護予防などに早期につなげることを目的としています。

それぞれの質問項目の考え方については、鳥取市介護予防・日常生活支援総合事業に係る基本チェックリスト実施要領に規定されていて、本手引きの資料 1（P20 参照）に掲載しています。

No.	質問項目	回答	
1	バスや電車で一人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ

8	15分間続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) ※BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)が18.5未満の場合が該当		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると 言われますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめな くなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに 感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

(4) 事業対象者が転入・転出する場合の取扱い

【転出する場合】

- ・要介護（要支援）認定の場合は、以前の保険者（市町村）で認定された介護度が引き継がれますが、事業対象者としての認定は引き継がれません。
- ・対象者本人が事業対象者としてサービスを利用することを希望する場合は、転出先の保険者が定めたルールに従って手続きが必要となります。
- ・住所地特例施設へ転出する場合は、要介護（要支援）認定同様に事業対象者の認定が引き継がれますが、更新の際は居住地の地域包括支援センターが基本チェックリストを実施します。

【転入する場合】

- ・他の市町村から事業対象者が転入する場合、事業対象者としての認定は引き継がれず、鳥取市の手続きが必要です。改めて基本チェックリストを実施して、鳥取市長寿社会課介護保険係へ必要書類を提出してください。
- ・以前から住所地特例施設に入居していたため、鳥取市に住民票があるが別の市区町村の被保険者である人が、退所に伴って鳥取市の被保険者となった場合も手続きが必要です。

3. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施内容について

介護予防・日常生活支援総合事業は大きく「介護予防・日常生活支援サービス事業（一般的に「総合事業」と呼ばれるもの。）」と「一般介護予防事業」の2つに分かれており、この章では、介護予防・日常生活支援総合事業で実施している各事業について概要を説明します。

介護予防・日常生活支援サービス事業は要支援認定を受けているか事業対象者と認められていなければ利用できないのに対し、一般介護予防事業は地域の高齢者であれば要支援認定等の有無に関わらず利用することができます。

また最後に、参考として地域支援事業の任意事業に属する事業や、保健事業を紹介しします。

(1) 介護予防・日常生活支援サービス事業

訪問型サービス

区分		短期集中予防サービス (C型サービス)※1	—	旧訪問介護相当サービス
		運動機能特化	—	
1	ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA又は介護予防支援※2	—	介護予防ケアマネジメントA又は介護予防支援※2
2	サービス内容	理学療法士又は作業療法士による個別機能訓練	—	訪問介護員による身体介護、生活援助
3	サービス提供者	委託する事業者※3	—	指定事業者
4	サービスの基準	短期集中予防サービス実施マニュアルに規定	—	旧介護予防訪問介護と同様
5	単価	・1回あたりの単価 ・短期集中予防サービス実施マニュアルに規定	—	・国が示す基準に基づいて鳥取市が決定 ・月額報酬と1回当たり単価の併用
6	サービスコード	なし（鳥取市直接請求）	—	A2 （鳥取市サイトに掲載）
7	給付制限	なし	—	なし
8	利用者負担	なし	—	負担割合証の負担割合
9	限度額管理の有無・方法	なし （併用サービスは有）	—	限度額管理の対象 ・国保連で管理
10	事業者への支払方法	鳥取市の直接支払	—	国保連経由で審査・支払

※1 鳥取市の短期集中予防サービスは、訪問型のみ利用又は訪問型と通所型を同一事業所で組み合わせて提供し、サービス期間中に必要に応じて通所と訪問の配分を変更するサービス形態としている。

※2 介護予防・日常生活サービス事業のみを利用する場合は介護予防ケアマネジメントを、介護予防サービス（福祉用具貸与や介護予防訪問看護など）を併用する場合は介護予防支援を行う。

※3 必要時に公募し、委託事業者を選定する。

通所型サービス

区分	短期集中予防サービス (C型サービス)※ ¹	基準緩和サービス (A型サービス)	旧通所介護相当サービス	
	運動機能特化			
1	ケアマネジメント	介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント※ ²		
2	サービス内容	理学療法士又は作業療法士による個別機能訓練	集団での運動、体操等 (入浴・食事なし)	事業者の従業員による 介助、機能訓練
3	サービス提供者	委託する事業者※ ³	指定事業者	
4	サービスの基準	短期集中予防サービス 実施マニュアルに規定	旧介護予防通所介護から 人員配置基準を緩和	旧介護予防通所介護 と同様
5	単価	・1回あたりの単価 ・短期集中予防サービス 実施マニュアルに規定	旧通所介護相当サービス の約7割を基準に設定	・国が示す基準に基づいて 鳥取市が決定 ・月額報酬と1回当たり 単価の併用
6	サービスコード	なし(鳥取市直接請求)	A7 (鳥取市サイトに掲載)	A6 (鳥取市サイトに掲載)
7	給付制限	なし		
8	利用者負担	なし	負担割合証の負担割合	
9	限度額管理の有無・ 方法	なし (併用サービスは有)	限度額管理の対象・国保連で管理	
10	事業者への支払方法	鳥取市の直接支払	国保連経由で審査・支払	

介護予防ケアマネジメント

区分	介護予防 ケアマネジメントA	介護予防 ケアマネジメントB	(参考) 介護予防支援	
	原則的	簡略的		
1	サービス内容	介護予防及び自立支援の原則に則り、利用者がその選択に基づき適切な事業が 包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な支援を行う		
2	対象サービス	介護予防・日常生活支援 サービス事業	介護予防・日常生活支援 サービス事業のうち、 C型サービスのみ利用	介護予防サービス
3	サービス提供者	地域包括支援センター及 び包括から委託を受けた 居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	地域包括支援センター及 び包括から委託を受けた 居宅介護支援事業所
4	サービスの基準	介護予防支援と同様に	介護予防支援の手順から サービス担当者会議を 省略する	国の定める基準
5	単価	国が定める基準を勘案し 鳥取市が決定	国が定める基準を勘案し 鳥取市が決定	国が決定する単価
6	サービスコード	A F (鳥取市サイトに掲載)	なし (鳥取市が直接支払)	4 6
7	給付制限	なし	なし	あり
8	事業者への支払方法	国保連経由で審査・支払	鳥取市が直接支払	国保連経由で審査・支払

(2) 一般介護予防事業

一般介護予防事業として実施している事業を紹介します。ここでは詳しく触れていませ

んが、しゃんしゃん体操の普及啓発なども行っています。

1) おたっしや教室

対象	65歳以上の高齢者 ※医師から運動制限を受けている人や、介護保険の通所系サービス、リハビリテーションを利用している人は対象外です。
内容	3か月の期間で、1回あたり2時間程度・全12回で、運動や栄養、歯と口の健康、認知症予防などを目的とした講話や実技を行う教室を開催しています。 市内の公民館等を会場に、4月・7月・10月・1月はじまりのコースを用意していて、時期や会場をお選びいただけます。
利用料	1回の教室あたり500円
利用申込	各地域包括支援センターで受付し、鳥取市中央包括支援センターで取りまとめます。 1年度間に、1か所・1コースしか参加できません。

2) 介護予防出前講座

対象	鳥取市内に居住する高齢者5人以上のグループ又は高齢者の介護予防を支援する団体
内容	健康管理、栄養、口腔、運動・体操、認知症予防など、介護予防に関係する内容の講座を開催するための講師を派遣します。
利用料	なし（原材料費等の実費は対象者で負担）
利用申込	各地域包括支援センターで受付し、包括職員以外の講師を依頼する場合は、必ず鳥取市中央包括支援センターが事務処理を行います。

3) 地域リハビリテーション活動支援事業

対象	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所または小規模多機能型居宅介護事業所の職員
内容	各事業所の職員が支援する、あるいは相談を受けて対応している（何らかのサービスを利用していない、又は検討中の）鳥取市内の高齢者に対して、職員と一緒にアセスメントやセルフケアの方法、生活環境、住宅改修等の助言を行う専門職を派遣します。 リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、管理栄養士、歯科衛生士に登録いただいています。
利用料	なし（原材料費等の実費は対象高齢者の負担）
利用申込	鳥取市中央包括支援センターが利用申込みを受け付け、派遣する専門職の調整を行います。

4) 地域の高齢者サロン

対象	地域に住む高齢者を中心としたすべての方
内容	地域の方が集まり、様々な活動をしています。内容は、茶話会やボラン

	ティア活動、グラウンド・ゴルフ、しゃんしゃん体操などサロンによって異なります。また、サロンの参加者も、公民館区全体から集まるサロンや町内会単位で開催されているサロンまで様々です。
利用料	各サロンによって異なる
その他	サロン開催の補助制度が鳥取市社会福祉協議会にありますので、鳥取市社会福祉協議会の地域支え合い推進員や老人福祉センターへご相談ください。

5) ふれあいデイサービス

対象	地域に住む高齢者を中心としたすべての方
内容	地区社会福祉協議会等が中心となって、介護予防に関する取組を含めた、地域の方の集まりを開催しています。
開催地域	佐治地域、気高地域、鹿野地域、鳥取地域（旧鳥取市）
利用料	各地域によって異なる
その他	地域での開催の有無は、地域支え合い推進員にご確認ください。 鳥取地域であれば鳥取市社会福祉協議会、その他地域であれば地域の老人福祉センターへご相談ください。

6) 介護支援ボランティア（ポイント制度）

対象	鳥取市内に住む65歳以上の高齢者
内容	介護支援ボランティアの受入をしている介護保険施設等で、ボランティア活動を行った際に、活動時間に応じてポイント（スタンプ）を獲得することができます。ポイントは、翌年度に交付金として受け取ることができます。
手続き	ボランティアの登録が必要です。鳥取市ボランティア・市民活動センターへご相談ください。

(3) 参考・その他

介護予防・日常生活支援総合事業以外にも、要支援者や認定を受けていない高齢者などが対象となる事業や制度がありますので、一部を紹介します。

- ・認知症に関する事業は、「認知症相談安心ガイドブック（鳥取市認知症ケアパス）」にまとめられています。
- ・鳥取市の福祉関係の制度全般、事業の紹介は「鳥取市福祉のてびき」にまとめられ、鳥取市公式ウェブサイトにて公開されています。

1) 保健事業と介護予防の一体的実施事業

対象	鳥取市内に在住する後期高齢者を中心とした高齢者
内容	下記の取組を通じて、地域の医療福祉事業所や住民組織と連携しながら、介護予防（生活機能の維持改善）の視点に加えて、保健事業（病気の発症・重症化予防）の視点に重点を置いて、地域の多くの人が要介護状態になることを防ぐことができる地域づくりを行います。

	<p>①健診受診者または鳥取市が所定の方法で把握した、ハイリスク者への個別アプローチ。低栄養や運動器フレイルが疑われる方など、要介護状態に繋がるリスクが高い方への個別訪問指導などを行います。</p> <p>②地域の高齢者全体への啓発や、高齢者サロンの参加者などへの集団的アプローチ。対象集団に合わせて、フレイル状況把握、栄養・運動・口腔などのフレイル予防の取組や社会参加の啓発などを行います。</p>
その他	日常生活圏域（旧中学校区単位）での取組で、順次対象圏域を拡大しています。

2) 住宅改修申請等支援事業

対象	介護保険住宅改修費の支給申請手続きを代行した居宅介護支援事業所
内容	要介護又は要支援認定があり、居宅届の提出がされていない対象者が住宅改修の申請をする際に、アセスメントや実施に関する助言を行った上で、申請書類の代筆、申請代行を行うものです。
手続き	受託する居宅介護支援事業所は、あらかじめ受託願の提出が必要です。
その他	地域包括支援センターは、対象外です。

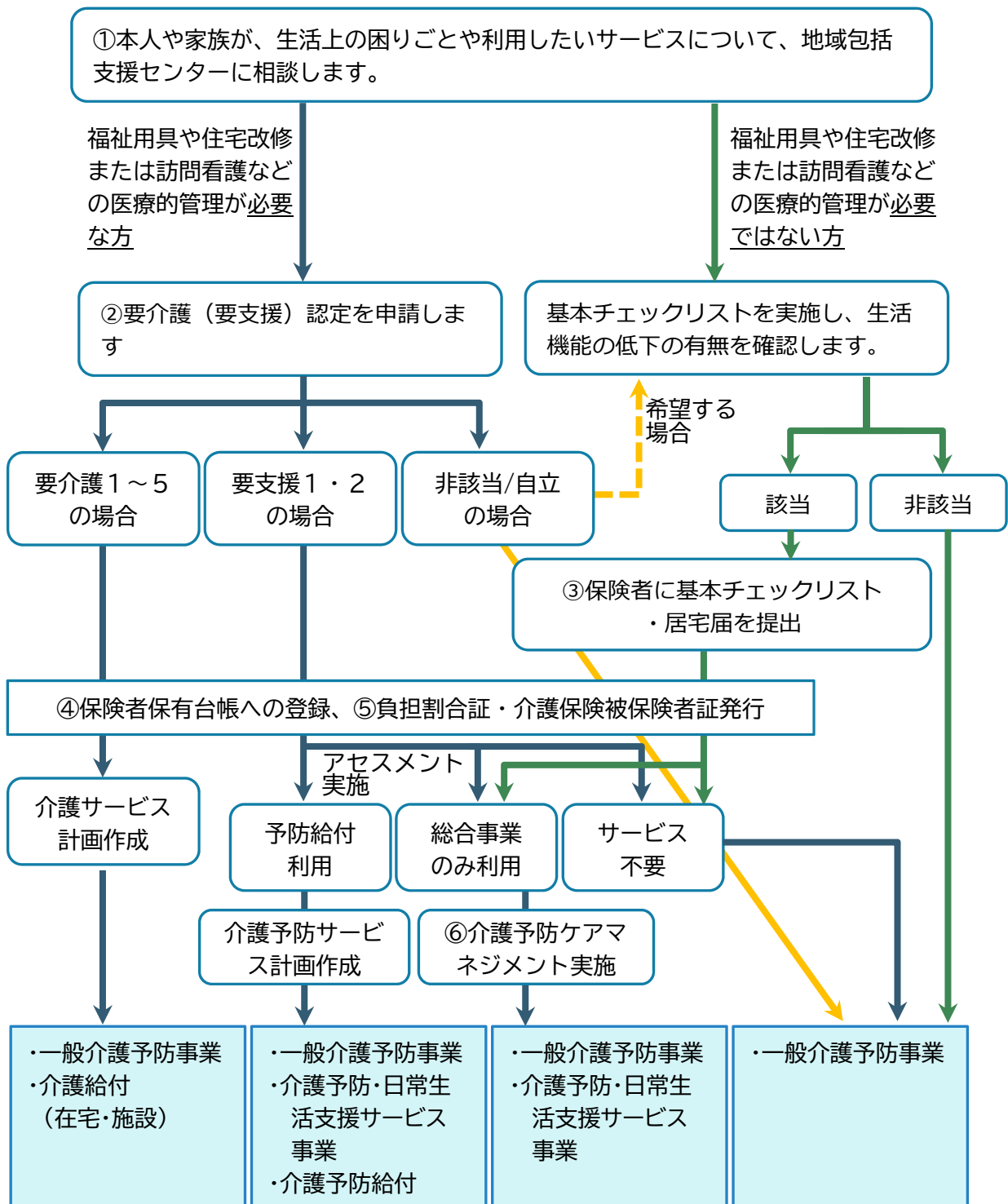
3) 鳥取市いきいき生活応援サービス・ネットワーク事業

内容	地域で行われている、介護保険サービス以外の、健康の維持増進などを行う事業を登録し、鳥取市公式ウェブサイト等を通じて広報するもの。
手続き	登録を希望する事業者は、鳥取市中央包括支援センターへ、所定の様式で登録申請を行ってください。様式は鳥取市公式サイトに掲載しています。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の維持増進に資する事業（運動機能や口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防） ・集いの場への参加を通じて交流を行う事業

4. 介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れについて

この章では、相談から各種サービス、特に介護予防・日常生活支援サービス事業利用までのおおまかな流れを説明します。

(1) サービス利用の流れ



- ① 要介護認定が必要、または対象者に認定申請を勧めることが望ましい事例の一部として、以下のものが考えられます。

1	車いすに乗っている、寝たきりであるなど、歩行が困難な場合
2	服薬や疾病の管理のために、訪問看護サービスが必要な場合
3	住宅改修や福祉用具購入、福祉用具貸与の希望が明確な場合
4	ショートステイの利用が必要と思われる場合 (不適切な介護や高齢者虐待の疑い、家族の病気や心理的・精神的状況からレスパイト等が必要など)
5	認知症状の悪化により日常生活に支障をきたしている、行動・心理症状によって目が離せず、包括的なサービス利用の調整が必要と思われる場合
6	末期癌であるなど、看取りを視野に入れたサービス調整が必要な場合
7	進行したパーキンソン病など、長期的なリハビリテーションが必要な場合

- ・ 変則的ですが、認知症等が強く疑われるもののかかりつけ医がいない又は専門医の受診につながっていない場合、基本チェックリストを実施して該当すれば、事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施しサービス利用につなげつつ、受診に向けたアプローチをしていくことも考えられます。
- ・ 認知症である又は認知症が疑われるが、相談時点ではサービスの要不要や認定申請の必要性が判断できない場合に、認知症初期集中支援を実施し、検討を進めることもできます。
- ・ 相談を受けた時点で地域リハビリテーション活動支援事業を利用し、専門職によるアセスメントやセルフケアに対する助言をし、認定申請やサービスの要不要を判断することもできます。
その場合は、派遣される専門職とサービス導入の方向性（本人に積極的にセルフケアを提案して申請は見送る、申請が必要と考えるが本人や家族を交えて検討したい、など）を事前に話し合っておくことが望ましいと考えます。

- ② 福祉用具や住宅改修、その他要介護（要支援）認定がなければ利用できないサービスの利用予定や利用希望がない場合でも、本人の希望によって要介護（要支援）認定は可能です。
- ③ 提出する基本チェックリストには、本人の署名が必要です。また、初回の事業対象者の認定の場合は、必ず居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（居宅届）と一緒に提出してください。
- ④ 要介護（要支援）認定の場合は認定審査会の結果を受けて、事業対象者の場合は基本チェックリストの提出を受けて、保険者は認定処理を行います。また、月末までに登録された認定情報を、翌月初めに国保連に提出することで、国保連の審査請求が可能となります。
事業対象者の認定日は、書類の提出日ではなく、基本チェックリストの実施日となります。
- ⑤ 負担割合証の有効期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。

負担割合証は、前年中の所得に基づいて負担割合が計算され、修正申告等で税情報が変更された場合や世帯構成員の変動がない限り、期間内に負担割合が変更されることはありません。

また、毎年8月1日時点で認定を受けている方には、新しい負担割合証が自動的に発行されます。新規に認定を受ける場合は、介護保険被保険者証と一緒に負担割合証が発行されます。

- ⑥ 介護予防・日常生活支援サービス事業のサービスを利用する場合は、必ず介護予防ケアマネジメントが必要です。

介護予防サービスのように、「自己作成（セルフケアプラン）」でサービスを利用することはできません。また、自己作成扱いとして保険者で給付管理をすることもできません。

5. 従前相当サービス・基準緩和サービスの給付について

この章では、介護予防・日常生活支援サービス事業のうち、旧介護予防訪問介護と旧介護予防通所介護にあたる「(従前相当)訪問型サービス」「(従前相当)通所型サービス」を中心に、通所型基準緩和サービス(通所型サービスA)も含め、給付管理等に関する事柄を説明します。

短期集中予防サービス(C型サービス)については、鳥取市の委託事業として実施しているため、給付管理は行いません。別途マニュアルを作成していますので、詳細は「鳥取市短期集中予防サービス実施マニュアル」を参照してください。

(1) 事業者指定について

短期集中予防サービスを除く訪問型サービス及び通所型サービスの事業者の指定については、鳥取市指導監査室が担当しています。

指定基準等並びに指定申請等の手続きについては、必要書類の様式等を含めて鳥取市公式ウェブサイトに掲載されていますので、ご確認ください。

市外事業所の利用について

鳥取市に住民票があり居住する利用者は、原則として鳥取市の指定を受けた訪問型サービス及び通所型サービスの事業所しか利用することはできません。

鳥取市の指定を受けた事業所が、鳥取市外の利用者を受け入れる場合には、利用者の保険者による圏域外指定の許可が必要です。指定要件等は、各保険者に確認してください。

(2) 報酬・利用者負担について

サービス費用算定の基本的な考え方

訪問型サービス・通所型サービスの請求は、1月あたりごとに所定の単位数で請求する月額報酬で請求する場合と1回あたりの単価×利用回数で請求する場合があります。介護予防・日常生活支援サービス事業がどちらの方法で請求するかは、「支給区分」と「利用回数」で変わります。

支給区分……1週間あたりのサービス提供頻度として、サービス計画に定める区分
利用回数……1か月に実際に利用した回数(実績)

【訪問型サービスの場合】

利用できる人	支給区分	利用回数	請求方式
事業対象者 要支援1 要支援2	週1回程度	1月で4回まで	1回あたり単価
		1月で5回以上	月額包括報酬
事業対象者 要支援1 要支援2	週2回程度	1月で8回まで	1回あたり単価
		1月で9回以上	月額包括報酬

利用できる人	支給区分	利用回数	請求方式
要支援 2	週 2 回を 超える程度	1 月で 1 2 回まで	1 回あたり単価
		1 月で 1 3 回以上	月額包括報酬

※訪問型短時間サービス（20分以内で主に身体介護）は、月額包括報酬は適用されません。

利用できる人	支給区分	利用実績	請求方式	制限
事業対象者 要支援 1	-	-	1 回あたり単価	月 1 4 回まで
要支援 2	-	-	1 回あたり単価	月 2 2 回まで

【通所型サービスの場合】

利用できる人	支給区分	利用実績	請求方式
事業対象者 要支援 1 要支援 2	週 1 回程度	1 月で 4 回まで	1 回あたり単価
		1 月で 5 回以上	月額包括報酬
要支援 2	週 2 回程度	1 月で 8 回まで	1 回あたり単価
		1 月で 9 回以上	月額包括報酬

日割請求に関する取扱い

月額包括報酬で請求する場合であっても、月途中で契約や契約解除、死亡、要介護認定を受けた等の対象事由に該当するときは、日割り計算を行います。

日割りで算定する場合は、実際に利用した回数に関わらず、サービス算定対象期間に応じて「日割請求用の単価の単位数×サービス算定対象日数」で計算します。

日割請求をする事由と、サービス算定対象期間の起算日等の考え方は、資料 2（P 25 参照）のとおりです。

単価・サービスコード

各サービスの単価及びサービスコードは、鳥取市公式ウェブサイトに掲載しています。

他のサービスとの関係

利用者が次のサービスを受けている間は、訪問型サービスと通所型サービスは算定できません。

- ① 介護予防短期入所生活介護
- ② 介護予防短期入所療養介護
- ③ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ④ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 介護予防認知症対応型共同生活介護

利用者負担

利用者負担は、介護（予防）給付と同様に、所得に応じてサービス費の1割、2割又は3割となります。

また鳥取市では、介護予防・生活支援サービス事業を給付制限の対象としていません。

利用者負担の限度額

指定事業者のサービスを利用する場合にのみ、給付管理を行います（短期集中予防サービスは委託事業者によってサービスが実施されるため、給付管理の対象外です。）。

要支援認定を受けている方は、予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と介護予防・日常生活支援サービス事業とを一体的に給付管理します。

（3）住所地特例者の取扱いについて

住所地特例とは

介護保険では、原則として住民票のある自治体が保険者となりますが、介護保険施設等への入所によって当該施設の所在地に住所を移した場合、施設所在地の費用負担が大きくなってしまふ等の理由から、例外的な適用として、前住所地の市町村が保険者となります。

住所地特例が適用された場合、介護保険料の算定、要介護（要支援）認定や保険給付は保険者である前住所地の市町村が行います。

住所地特例適用施設は、以下の通りです。

- ・介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）
- ・特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅）
- ・養護老人ホーム（老人福祉法の入所措置がとられている場合）

住所地特例対象者に対する地域支援事業の実施

住所地特例対象者に対する介護予防支援は、施設所在市町村が指定した地域包括支援センターが行うこととなっています。

また、住所地特例対象者に対する介護予防・生活支援サービス事業も含めた地域支援事業については、住所地特例対象者がより円滑にサービスを利用することができるよう、施設所在市町村が行います。

鳥取市の施設に入所した住所地特例対象者が要支援認定を受け、サービスを利用する場合

1. 利用者は保険者市区町村（例：B市）に認定申請します。
2. B市は、認定の結果・被保険者証・負担割合証を利用者あてに発行します。

3. 利用者は鳥取市の地域包括支援センターと介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの契約をします。
4. 利用者はB市様式の居宅届を鳥取市に届出することによって、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを通じたサービス事業の利用が可能になります。
5. 鳥取市は、提出された居宅届をB市に提出します。利用者から被保険者証の原本が提出されている場合は、一緒にB市へ提出します。
6. B市は、鳥取市から提出された居宅届に基づいて、地域包括支援センターの情報を設定した受給者異動連絡票を国保連に送付します。また、被保険者証に地域包括支援センターの名称を記載して利用者に送付します。

鳥取市の施設に入所した住所地特例対象者が事業対象者の認定を受け、サービスを利用する場合

1. 利用者は、鳥取市の地域包括支援センター職員によって、基本チェックリストにて事業対象者に該当か否かの判断を受けます。
2. 基本チェックリストに該当する場合、利用者は、鳥取市の地域包括支援センターと介護予防ケアマネジメント契約を結びます。
3. 利用者は、基本チェックリストと保険者であるB市の様式の居宅届に被保険者証を添付して鳥取市に届け出ることにより、介護予防ケアマネジメントを通じたサービス事業の利用が可能になります。
4. 鳥取市は、利用者から提出された基本チェックリスト及び居宅届を保険者であるB市に送付します。利用者から被保険者証の原本が提出されている場合は、一緒にB市へ提出します。
5. 保険者であるB市は、提出された基本チェックリスト及び居宅届に基づいて、認定の結果・被保険者証・負担割合証を利用者あてに発行し、事業対象者であることや地域包括支援センターの情報を設定した受給者異動連絡票を国保連に送付します。

6. 資料

資料1 基本チェックリストの考え方

(鳥取市介護予防・日常生活支援総合事業に係る基本チェックリスト実施要領より)

【共通事項】

- ① 対象者には、各質問項目の趣旨を理解していただいた上で回答してもらってください。それが適当な回答であるかどうかの判断は、基本チェックリストを評価する者が行ってください。
- ② 期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらってください。
- ③ 習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらってください。
- ④ 各質問項目の趣旨は以下のとおりです。各質問項目の表現は変えないでください。

【質問ごとの考え方】

○ 1～5の質問項目は、日常生活関連動作について尋ねています。

	質問項目	質問項目の趣旨	本市の考え方
1	バスや電車で1人で外出していますか	家族等の付き添いなしで、1人でバスや電車を利用して外出しているかどうかを尋ねています。バスや電車のないところでは、それに準じた公共交通機関に置き換えて回答してください。なお、1人で自家用車を運転して外出している場合も含まれます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩圏外へ1人で外出できているかを評価する。 ・ 外出手段は問わない。 ・ 付き添いとは「その人のそばについて世話をすること」との意味。本人のそばにいて身体介護、支払い手続き、目的地への誘導など、何らかの世話をしないと外出できない場合は「付き添いあり」となる。
2	日用品の買い物をしていますか	自ら外出し、何らかの日用品の買い物を適切に行っているかどうか(例えば、必要な物品を購入しているか)を尋ねています。頻度は、本人の判断に基づき回答してください。電話での注文のみで済ませている場合は「いいえ」となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「買い物のための外出」と「必要な日用品を購入する生活管理」のどちらも行っているかを評価する。 ・ 外出を伴わない買い物(電話、ネット、通販、生協等)は全て「いいえ」と判断する。 ・ 本人が主体的に買い物に行けば、付き添いありも可。本人が付き添いとして行くのは不可。
3	預貯金の出し入れをしていますか	自ら預貯金の出し入れをしているかどうかを尋ねています。銀行等での窓口手続きも含め、本人の判断により金銭管理を行っている場合に「はい」とします。家族等に依頼して、預貯金の出し入れをしている場合は「いいえ」となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「預貯金の出し入れの行為」と「金銭管理」のどちらも行っているかを評価する。 ・ ネットバンキングの場合や、自ら入金票又は払出票を作成し、銀行員や家族等に依頼して出し入れする場合は、外出していなくても可。

4	友人の家を訪ねていますか	友人の家を訪ねているかどうかを尋ねています。電話による交流や家族・親戚の家への訪問は含みません。	<ul style="list-style-type: none"> ・「友人との交流会」と「交流のための外出」を同時に行っているかを評価する。 ・友人に会うため、友人と約束した別の場所（喫茶店等）を訪ねることは「はい」、友人が自宅を訪ねてくるのは「いいえ」。
5	家族や友人の相談にのっていますか	家族や友人の相談にのっているかどうかを尋ねています。面談せずに電話のみで相談に応じている場合も「はい」とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活上で「意見を求められ、意見を答える」ことがあるかを評価する。 ・方法や内容は問わない（家族から食事メニューを聞かれる、友人から資産運用の相談を受ける等）。

○ 6～10の質問項目は、運動器の機能について尋ねています。

	質問項目	質問項目の趣旨	本市の考え方
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているかどうかを尋ねています。時々、手すり等を使用している程度であれば「はい」とします。手すり等を使わずに階段を昇る能力があっても、習慣的に手すり等を使っている場合には「いいえ」となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活上の実際の動作として手すり無しでの階段昇降を評価する。 ・「手すりがあるから使うが、無くても大丈夫」との回答であっても、手すりの使用頻度が高い場合は「いいえ」。 ・手すりの使用頻度で判断する。
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているかどうかを尋ねています。時々、つかまっている程度であれば「はい」とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活上の実際の動作として、つかまりの有無を評価する。 ・つかまりの頻度で判断する。
8	15分位続けて歩いていますか	15分位続けて歩いているかどうかを尋ねています。屋内、屋外等の場所は問いません。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活上で毎日歩き続けているかを評価する。 ・休憩なしの15分位の歩行とするが、休憩ではない立ち止まり（買い物中の品定め、信号待ちなど）は途中であっても構わない。 ・買い物や家事で15分位うろろろする場合は「はい」とする。 ・休み休み歩くのは「いいえ」とする。 ・シルバーカーや杖を使用しても可。 ・15分位歩けるかどうかの能力判断は不可。実際に歩いているかどうかで判断。

9	この1年間に転んだことがありますか	この1年間に「転倒」の事実があるかどうかを尋ねています。	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の転倒の有無を評価する。 ・つまずいただけや、途中で壁や手すり等について止まった場合は転倒としない。 ・歩行時のほか自転車での転倒も含む。 ・転倒の危険性の有無は判断不用。
10	転倒に対する不安は大きいですか	現在、転倒に対する不安が大きいかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価のまま評価する。 ・不安の有無ではなく大小を評価する。

○11・12の質問項目は、低栄養状態かどうかについて尋ねています。

	質問項目	質問項目の趣旨	本市の考え方
11	6カ月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	6カ月間で2～3kg以上の体重減少があったかどうかを尋ねています。6カ月以上かかって減少している場合は「いいえ」となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・計っていないから分からないと言われた場合は、本人の主観に基づき体重減少の有無を評価する。その際の質問は「最近6か月で痩せたと思いますか、または誰かから痩せたと言われたことがありますか」と聞く。 ・分からない場合は「いいえ」とする。
12	身長、体重	身長、体重は、整数で記載してください。体重は1カ月以内の値を、身長は過去の測定値を記載して差し支えありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・体重計、スケールで計測する。 ・身長、体重の計測値は小数第2位以下を切り捨てて、BMI算出値は小数第2位を四捨五入する。

○13～15の質問項目は、口腔機能について尋ねています。

	質問項目	質問項目の趣旨	本市の考え方
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかを尋ねています。半年以上前から固いものが食べにくく、その状態に変化が生じていない場合は「いいえ」となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・咀嚼力低下のスクリーニング目的の項目であるが、本人が半年前と明確に比較することができない場合は「最近、急に固い物が食べにくくなったか」と聞く。 ・固い物の概念はそれぞれ異なっても構わない。
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	お茶や汁物等を飲む時に、むせることがあるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・実際にあるかどうかを評価する。
15	口の渇きが気になりますか	口の中の渇きが気になるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・唾液が十分に出ているかをポイントにして聞く。のどの渇きとは異なることに注意。

○16・17の質問項目は、閉じこもりについて尋ねています。

	質問項目	質問項目の趣旨	本市の考え方
16	週に1回以上は外出していますか	週によって外出頻度が異なる場合は、過去1カ月の状態を平均してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・外出とは、仕事、買い物、散歩、通院などで、庭先のみやゴミ出し、回覧板を隣の家に持っていく程度は含まない。 ・外出方法は問わない（一人で、又は家族に連れて行ってもらう等） ・介助されての外出も含む。
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	昨年の外出回数と比べて、今年の外出回数が減少傾向にある場合は「はい」となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・入院やケガ等が理由であっても、外出回数が減っていれば「はい」とする。

○18～20の質問項目は認知症について尋ねています。

	質問項目	質問項目の趣旨	本市の考え方
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	本人は物忘れがあると思っても、周りの人から指摘されることがない場合は「いいえ」となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の主観で回答する。
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	何らかの方法で、自ら電話番号を調べて、電話をかけているかどうかを尋ねています。誰かに電話番号を尋ねて電話をかける場合や、誰かにダイヤルしてもらい会話だけする場合には「いいえ」となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・電話番号を調べる行為とかける行為のどちらも行っているかを評価する。 ・自分が電話番号を調べて（知人や番号案内に尋ねる、電話帳から調べるなどの手段を用いて）電話をかけていれば「はい」とする。 ・携帯電話の電話帳機能や短縮ダイヤルの設定を家族がしていて、その番号に電話している場合も「はい」とする。
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	今日が何月何日かわからない時があるかどうかを、本人の主観に基づき回答してください。月と日の一方しか分からない場合には「はい」となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・日付を理解しているかを評価する。 ・新聞やカレンダーを見て確認しても、正解していれば「いいえ」とする。

○21～25の質問項目は、うつについて尋ねています。

	質問項目	質問項目の趣旨	本市の考え方
21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	ここ2週間の状況を、本人の主観に基づき回答してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・「うつ状態を聞くための質問ですが」と前置きして、丁寧に確認していく。
22	（ここ2週間）これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなった		

23	(ここ2週間) 以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする		

資料2 介護予防・日常生活支援サービス事業に係る日割り請求について

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については、以下のとおり行います。

- ・それぞれの月額報酬で算定するサービスごとに、以下の表に挙げる事由が月途中に発生した場合は日割りで算定します。該当しない場合は、月額報酬で算定します。
- ・日割りで算定する場合は、実際に利用した日数や回数にかかわらず、サービス算定対象期間の日数×日割りのサービスコードの単位数で計算します。

サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間

月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

※終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となります。

月額報酬 対象サービス	月途中に発生した事由	起算日	
・訪問型サービス ・通所型サービス ※月額包括報酬の単位とした場合であって、回数ごとで算定する場合は対象外となります。	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援1⇔要支援2） ・区分変更（事業対象者→要支援） 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※4） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退去（※4） 	退去日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※4） 	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※4） 	退所日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・公費適用の有効期間開始 	開始日
		<ul style="list-style-type: none"> ・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合） 	資格取得日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（要支援1⇔要支援2） ・区分変更（事業対象者→要支援） 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※4） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 	契約解除日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※4） 	入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※4） 	サービス提供日 (通い、訪問又は 宿泊)の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※4） 	入所日の前日

月額報酬 対象サービス	月途中に発生した事由	起算日
	・公費適用の有効期間終了	終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※4） ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。 	-
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※4） ・月の途中で、要介護度（要支援含む）に変更がある場合は、月末における要介護度（要支援含む）に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用への変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。（月途中で介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様） 	-

※4 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。

月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。